

令和元年第6回・西海市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月25日（火）
午後3時00分から午後5時00分
2. 開催場所 西海公民館 2階大会議室
3. 委員定数 条例定数19人 現委員19人
4. 出席委員（19人）

会 長	1 番	岩崎 信一郎					
会長代理	2 番	太田 尚臣					
委 員	3 番	白石 幸憲	4 番	山崎 友好	5 番	松崎 常俊	
	6 番	志田 邦彦	7 番	岸本 六郎	8 番	知念 近海	
	9 番	高口 和子	10 番	大串 康明	11 番	岡 修治	
	12 番	松尾 均	13 番	福田 務	14 番	田中 初治	
	15 番	朝長 久夫	16 番	辻尾 政幸	17 番	山下 裕史	
	18 番	水嶋 政明	19 番	三枝 政人			

5. 欠席委員（0人）

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第25号 農地中間管理事業利用配分計画（案）に関する意見について
- 議案第26号 非農地通知の対象とするものの決定について

報告事項 農地転用許可不要案件届出について

7. 事務局 事務局長：谷口雄二 局長補佐：神浦真吾 主査：谷内美佳

8. 会議の概要

事務局 只今から令和元年西海市農業委員会第6回総会を開会いたします。出席委員は在任委員19名中19名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、西海市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、議事の進行は会長にお願いいたします。

議 長 これより議事に入ります。まず日程第1の議事録署名委員の指名を行います。西海市農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

《異議なしの声あり》

議 長 今回の議事録署名委員は、18番：水嶋委員、19番：三枝委員にお願いいたします。

議 長 それでは、審議に入りますが議事進行上、発言される際は挙手をし、議長の許可を受けてから氏名を告げて発言をお願いします。
それでは、議案第21号「農地法第3条の規定による許可申請について」の1番を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は2頁になります。説明に入ります。物件は大瀬戸町雪浦小松郷字タコウの畑・計1筆・3,674㎡の申請となっています。申請地の地番・面積・現況等の内容、譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請事由は議案書記載のとおりで、譲り渡し人は高齢により作業困難なため、譲り受け人は規模拡大のための売買契約となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。びわの栽培と聞いております。農地法第3条第2項の不許可事項の該当非該当の区分ですが、第2号、第3号、第5号、第6号につきましてはすべて非該当となっています。関係資料は3頁から7頁までで、3頁に位置図、4頁に付近状況図、5頁に現況写真、6頁に字図を添付しています。黄色に塗られているところが申請地です。7頁は航空写真で、赤枠で囲まれた部分が申請地です。申請地は譲り受け人の自宅から約6km位のところあり、車で約10分となる状況です。農地法第3条第2項各号には該当しないことから許可要件のすべて満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

3 番 譲り受け人と現場確認に行つて来ました。この地域は、雪浦の小松びわ団地と言って、ずいぶん昔に開拓したところで、対象地はその一角にあります。びわの収量も結構ありまして、農協へ出荷していましたが、事務局からの説明にもありましたとおり、譲り渡し人は高齢

でびわを作ることが出来ないとのこと。そこで、譲り受け人が土地を買いたいということで売買が成立しました。譲り受け人は専業農家で、特にブロッコリーを広く作っていて農協にも出荷しています。やる気のある方で、特に問題はないと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただ今議案第 21 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 　　「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおり許可することといたします。

議 長 　　次に議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」の 1 番について事務局より説明を求めます。

事務局 　　議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について「1 番」を説明いたします。資料は 8 頁になります。所在が西彼町上岳郷字大坪の畑・計 1 筆・1 1 0 m²で利用状況は荒地となっています。申請地の地番・申請人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は現在居住している住宅が老朽化し手狭であるため申請地を含めた敷地に住宅を新築するもの。となっています。添付資料は、9 頁から 1 7 頁までで、9 頁に位置図、1 0 頁に付近状況図、1 1 頁に現況写真、1 2 頁に字図、1 3 頁に航空写真を添付しています。1 4 頁に被害防除計画書、1 5 頁に土地利用計画図、1 6 頁に平面図、1 7 頁に立面図を添付しています。木造の平家建 1 0 7 . 6 5 m²の住宅を建築する計画となっています。1 4 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、切土を行う最高 3 . 0 m、最低 2 . 0 m。被害防除措置として擁壁を設ける。防護柵を設ける。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、コンクリートブロックを積み重ねて擁壁を作るものである。地盤が岩であるため法面が崩落する恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置として、建物の高さを加減する 6 . 2 7 m 程度、被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、周囲に耕作地としての農

地がないため、日照・通風等に被害が発生する恐れがない。排水計画ですが、雨水排水は水路放流、汚水・生活雑排水は、合併浄化槽処理で放流先は道路側溝を予定しています。工期は許可日から5ヶ月間を予定しています。農地区分について、申請地は市道や里道及び畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第2種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10番 対象地は、13頁の水色に囲ってある宅地の隣接地で、今から建築しようとしている家が、宅地に入りきれずに畑にはみ出してしまうというものです。申請地は畑といっても、道路の法面みたいな、段々畑のような狭い土地が上にあがってきているような形状で、航空写真にもありますが、耕作できるようなところではないので問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第22号の1番について説明がありました。
 これより質疑に入ります。
 皆さんから何かご意見等ございませんか。
 《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。
 《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
 よって、議案第22号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番について、申請どおり許可相当といたします。

議 長 次に議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について「1番」を説明いたします。資料は18頁になります。所在が西海町太田和郷字火口の畑・計1筆・471㎡で利用状況は荒地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は専用住宅を建築したいため。となっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。木造瓦葺き2階建、1階・68.73㎡、2階・49.68㎡、計118.41㎡の住宅を建築面積71.21㎡に建設する内容となっています。添付資料は、19頁から27頁までで、19頁に位置図、20頁に付近状況図、2

1 頁に現況写真、2 2 頁に字図、2 3 頁に航空写真を添付しています。2 4 頁に被害防除計画書、2 5 頁に配置計画図、2 6 頁に平面図、2 7 頁に立面図を添付しています。2 4 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、盛土を行う最高 1. 0 m。切土を行う最高 0. 7 1 m。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、コンクリートブロックを設けるため被害発生の恐れはない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、建物の高さを加減する 8. 1 7 8 m 程度。被害防除措置の内容又は被害の恐れがない理由として、建物の高さを加減して建築するので、被害の恐れはない。排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は、下水道処理となっています。工期は許可日から令和 2 年 4 月 3 0 日を予定しています。農地区分について、申請地は宅地や学校敷地や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

5 番 先日、譲り渡し人に会ってきました。この件は、昨年から相談されてきました。譲り受け人のお母さんが太田和の実家に住んでいるんですが、その敷地が車は行き止まりになってて、周りは木が生い茂っており、そこに建て替えるのは無理と判断したそうです。対象地を譲り渡し人に相談したところ売っても良いとのことでした。ここは、小学校のすぐ下で、太田和の中心に位置する良いところですよ。譲り渡し人は歳もとおられ、問題ないと考えておりますのでよろしくをお願いします。

議 長 ただ今議案第 23 号の 1 番について説明がありました。
これより質疑に入ります。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 1 番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について「2 番」を説明いたします。資料は 28 頁になります。所在が西彼町喰場郷字平尾の畑・計 1 筆・2, 667 m²で利用状況は荒地となっています。申請地の地番・譲り渡し人・譲り受け人に関する事項は議案書記載のとおりです。申請理由は太陽光発電施設を設置し、九州電力へ売電するとなっています。権利種別は所有権移転「売買」となっています。太陽光パネル 220 枚を設置する内容となっています。本件は平成 31 年 2 月の総会で西海農業振興地域除外申請分を行なった案件です。添付資料は、29 頁から 37 頁までで、29 頁に位置図、30 頁に付近状況図、31 頁に現況写真、32 頁に字図、33 頁に航空写真を添付しています。34 頁に被害防除計画書、35 頁に土地利用計画図、38 頁に太陽光架台概要図。37 頁にフェンス概要を添付しています。34 頁にもどり、申請地の造成計画の内容ですが、現状のまま利用する。被害防除措置の内容又は被害発生の恐れがない理由として、防護柵を設ける。高さ 1,500mm の防護柵で周辺を囲む。切土、盛土を行わず現状のまま利用するので周囲への被害はない。整地は草刈程度しか行なわないため、周囲への被害はない。近傍農地の日照、通風、耕作等に著しい影響をおよぼす恐れを生じさせないための措置・理由として、建設物の高さを加減するため、影響なし。傾斜角 10 度、高さ 1.2m 程度、敷地内に素掘り側溝を設置し沈砂池に雨水を貯め、譲り渡し人の田に流します。排水計画ですが、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は、なしとなっています。工期は 2019 年 8 月 26 日から同年 10 月 25 日を予定しています。農地区分について、申請地は山林や道路や畑に囲まれた農業公共投資の対象となっていない孤立した農地といえますので、第 2 種農地と判断します。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

10 番 この申請地は、先ほど事務局から説明があったとおり、2 月の総会で農業振興地域除外申請のあった土地です。太陽光パネルを設置するということで、譲り渡し人も耕作できない状態で、できたら売買ということでした。その崖下が道で畑が 2 枚ほどあって周りには何も影響のないところなので問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長 ただ今議案第 23 号の 2 番について説明がありました。これより質疑に入ります。

皆さんから何かご意見等ございませんか。

《なしの声あり》

議 長 ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。

《挙手多数》

議 長 「挙手多数」と認めます。

よって、議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」の 2 番については、申請どおりで許可相当といたします。

議 長 次に議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 資料の 38 頁をお願いします。議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定について、農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定を市長より求められたので、その可否について提案する。となっています。

39 頁は農用地利用集積計画集計表です。今回は使用貸借権・賃貸借権設定 1 筆 2, 229 m²と合意解約関係 4 筆 10, 953 m²と 賃貸借権設定（市公社貸出分）1 筆 2, 229 m²と使用貸借権・賃借権設定（県公社借入分）1 筆 7、22, 407 m²が計上されています。

40 頁は利用集積計画関係の内訳で 1 筆 2, 229 m²の内訳が計上されています。41 頁は合意解約関係の内訳で 5 筆 10, 953 m²が計上されており、契約を解除する 3 筆と 3 条の使用貸借から中間管理機構へ移行する 1 筆が計上されています。42 頁は市公社が貸付する内訳で 40 頁で市公社が借り受けた分を貸し出す分の明細となっています。43 頁は県公社借入分で 7 件・1 筆 22, 407 m²が計上されています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。11 番から 16 番の 6 筆は筆の一部を貸借するもので、44 頁から 46 頁に対象地の航空写真を添付しています。47 頁に 40 頁に計上されている借り手の農業経営状況を添付しています。農業経営基盤強化法第 18 条の要件を満たしていると考えます。事務局からの説明は以上です。

議 長 それでは補足説明を地区担当委員をお願いします。

17 番 先日、地区担当推進員さんと現地を確認してまいりました。この借り手は、障がい者支援施設といますか、軽い障がい者の方が農作業

とかを通じて社会復帰の支援をするというふうな施設でございます。あちこちに、かなりの面積の土地を借りていろいろな作物をつくっておるようでございます。この借り手の支援施設は、荒廃農地などを借りて作付けをしながら貢献しておられるというふうな状況でございますので、大変良い事だと私たちも確認をしてみました。どうぞよろしくをお願いします。

議長 　ただ今、議案第 24 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議長 　ないようでしたら、本案について決定することについて異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議長 　「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 24 号「農用地利用集積計画の決定について」につきましては、原案どおり決定する事といたします。

議長 　次に議案第 25 号「農地中間管理事業利用配分計画(案)に関する意見について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　48 頁をお願いします。議案第 25 号 農地中間管理事業における農用地利用配分計画（案）に関する意見について、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 3 の規定により、意見を求められたので判断を求める。となっています。資料の修正をお願いします。49 頁の 18 番から 21 番の 4 筆につきまして、取り下げの申請がありました。よって、18 番から 21 番を削除、これによりまして、50 頁の 3 行目及び合計欄の筆数を 19 筆、面積を 26,236㎡、金額を 79,700 円に修正をお願いします。資料は 49 から 57 頁です。先ほど 43 頁にて提案しました県公社の借り入れ分の土地 17 筆と再配分を行なう 2 筆、合計 19 筆に対して、県農業振興公社から「5 者」に対し、賃貸借「5 年」のもの 3 筆と「10 年」のもの 3 筆と、使用貸借「5 年」のもの 6 筆と「10 年」のもの 5 筆、計 17 筆の配分と、賃貸借「3 年 4 ヶ月」のもの 2 筆を再配分する合計 19 筆分の配分・再配分の各筆明細となっています。1 番から 3 番は長崎市の担い手の方へ、4・5 番は大瀬戸町雪浦奥浦郷の担い手の方へ 6・7 番は西彼町下岳郷の担い手の方へ、8 番から 17 番は西彼町小迎郷の法人の担い手の方へ配分する内容となっています。

22番、23番は西彼町下岳郷の担い手の方へ再配分する内容となっています。22番、23番の2筆は再配分の取扱いとなるため残り期間の貸付となっています。各筆の地番・地目・面積・賃貸借等の詳細につきましては、議案書を参照ください。51頁に6月に受け付けた利用配分計画の合意解約分2件3筆の明細を添付しています。今回は賃貸借の解約分となっています。52頁から57頁にそれぞれの借り手の経営状況を添付しています。56頁は不要となります。農地中間管理事業の推進に関する法律において特に問題はないものと判断します。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明をお願いします。

12番 1番から3番の借り手の方は長崎の人で、定年退職後に農業をやりたいということで申し込まれたそうです。昨日、対象地を見に行ってきました。しっかり基盤整備された土地でしたけど、不作付けという状態でした。私は借り手の方には会ってないんですが、話し合いで了解済みとのことですので、よろしくをお願いします。

3番 先日、借り手の方と一緒に対象地である4番と5番を確認しました。雑草が生えていてこれが畑になるのかなと思ったんですけど、草刈機で刈ってからトラクターを入れると良い畑になるのかなと思っております。借り手の方は近くに畑を借りて野菜などを作っているんですが、そこは水はけが悪くて、生育がよくないということで代替地としてこの土地を選んだと聞いております。この借り手の方は、野菜を作っている専業農家で、特に問題ないと思しますのでよろしくをお願いします。

9番 6番、7番の借り手の方は、畑とか田んぼとか一生懸命に夫婦で農業をされています。最近、少し荒れてきた畑をちゃんと整備して、周りの畑もきれいにされていました。8番から10番も特に問題ないと思しますので、よろしくをお願いします。

10番 11番から17番の借り手の法人は、昨年発足した法人です。対象地は、耕作が放棄されているような荒地で、そういう荒れた農地を再生して野菜を作り、地域農業のモデルになることを目指しているような団体です。特に問題ないと思しますのでよろしくをお願いします。

9番 借り手の方ですけど、田んぼを主にやっておられます。22番、23番は昨年までは不作付け地でしたが、草刈だけしてすぐ田んぼに戻せる状態でした。場所的に荒らすことができないところで、この対象地で田を作ってもらえないか皆で相談してお願いしたところ、引き受け

ていただいたものです。特に問題ないと思いますのでよろしくお願
いします。

議 長 　　ただ今、議案第 25 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　　ないようでしたら、本案について決定することについて異議のない
方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 　　「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 25 号「農地中間管理事業利用配分計画（案）に関
する意見について」につきましても、原案どおり配分することで「異
議なし」といたします。

議 長 　　次に議案第 26 号「非農地通知の対象とする事の決定について」を議
題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局 　　それでは資料 58・59 頁をお願いします。議案第 26 号 非農地
通知の対象とする事の決定について説明をいたします。今回は 37
筆・40, 713㎡について、審議を頂きたいと思います。今回、申
請者の方は 8 件の方となります。住所や所有者の詳細につきましては
議案書に記載したとおりです。

物件 1・2 番の 2 筆は西彼町風早郷の物件で、資料は 60 頁から 6
5 頁です。申請者は長崎市西海町にお住まいの方で、西彼町風早郷に
縁のある方です。60 頁に位置図、61 頁に付近近況図、62 頁に対
象地の現況写真、63 頁に字図、64 頁に航空写真を添付しています。
それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象
地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、
現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件 3 番から 17 番の 15 筆は西彼町白似田郷・風早郷の物件で、
資料は 60 頁と 66 頁から 83 頁です。申請者は西彼町風早郷にお住
まいの方です。60 頁に位置図、66 頁から 68 頁に付近近況図、6
9 頁から 72 頁に対象地の現況写真、73 頁から 78 頁に字図、79
頁から 83 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色
に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場の
ほうですが、各申請地とも雑木等が茂り原野化・山林化しており、現
場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。9 番は

現地到達が困難な場所となり、航空写真と遠方から目視による確認をおこない支障はないとの判断をいたしました。

物件18番から26番の9筆は西彼町風早郷の物件で、資料は60頁と84頁から90頁です。申請者は西彼町風早郷にお住まいの方です。60頁に位置図、84頁に付近近況図、85頁・86頁に対象地の現況写真、87頁・88頁に字図、89頁・90頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、各申請地とも雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件27番から29番の3筆は大瀬戸町松島外郷の物件で、資料は91頁から95頁です。申請者は大瀬戸町松島外郷にお住まいの方です。91頁に位置図、92頁に付近近況図、93頁に対象地の現況写真、94頁に字図、95頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件30番から33番の4筆は大瀬戸町瀬戸東濱郷・雪浦下釜郷の物件で、資料は96頁から103頁です。申請者は大瀬戸町瀬戸東濱郷にお住まいの方です。96頁に位置図、97頁に付近近況図、98頁・99頁に対象地の現況写真、100頁・101頁に字図、102頁・103頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件34番の1筆は西彼町白崎郷の物件で、資料は104頁から108頁です。申請者は時津町日並郷にお住まいの方で、西彼町白崎郷に縁のある方です。104頁に位置図、105頁に付近近況図、106頁に対象地の現況写真、107頁に字図、108頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

物件35番の1筆は西海町横瀬郷の物件で、資料は109頁から113頁です。申請者は奈良県生駒郡三郷町にお住まいの方で、西海町横瀬郷に縁のある方です。109頁に位置図、110頁に付近近況図、111頁に対象地の現況写真、112頁に字図、113頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り原野化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断を

いたしました。

物件 36 番・37 番の 2 筆は西彼町八木原郷の物件で、資料は 114 頁から 120 頁です。申請者は西彼町八木原郷にお住まいの方です。114 頁に位置図、115 頁に付近近況図、116 頁に対象地の現況写真、117 頁・118 頁に字図、119 頁・120 頁に航空写真を添付しています。それぞれの資料で、黄色に塗った部分・赤枠で囲んだ部分が申請対象地としています。現場のほうですが、雑木等が茂り山林化しており、現場を見る限りでは特に支障はないという判断をいたしました。

全ての対象地は農業者年金、贈与税、不動産取得税関係について聞き取りと事務局で確認できる範囲において影響がない見込みです。事務局からの説明は以上です。

議長 それでは補足説明を地区担当委員にお願いします。

12 番 地区の総会のとときに非農地通知の制度の説明をしたんですけど、1 番から 26 番までの 3 名の方から、対象地とすることが出来ないでしようかと相談があって、現場を見に行ってきました。所有者は、農業高校卒業後、農業を継いだんですけど兼業農家ということで外に働きに行くようになりました。親が亡くなったりしたときに、農業ができなくなり、それから 30 年ぐらい手付かずの状態でした。今回、非農地の対象地とすることについて、良いのではないかと思いますので、よろしくをお願いします。

3 番 27 番から 29 番は松島の土地なんですけど、地区担当推進 2 人と事務局で現場確認に行つたと聞いております。93 頁の申請地の現場写真を見る限り、雑木等が茂って、原野化しているようでございます。30 番から 33 番につきましても、特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

9 番 昨日、地区担当推進委員と 34 番の対象地を見てきました。途中は道もなく、山林化しており、特に問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

16 番 対象地の 35 番は、雑木等が茂っており、特に問題ないと思います。よろしくをお願いします。

17 番 先日、地区担当の推進委員さんと現地を確認してきました。この写真のように、もう雑木が生えていまして農地にするには不適當なところということを確認してきました。以上です。

議 長 　ただ今、議案第 26 号について説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、本案について許可することについて異議のない方の挙手を求めます。
《挙手多数》

議 長 　「挙手多数」と認めます。
よって、議案第 26 号「非農地通知の対象とすることの決定について」の 1 番から 37 番について非農地通知の対象とすることに決定いたします。

議 長 　以上で全ての議案審議は終了しました。
次に報告事項に入ります。事務局よりお願いします。

事務局 　それでは資料の 1 2 1 頁ページをお願いします。令和元年 6 月受付分の農地転用許可不要案件届出になりますが、西海町太田和郷における農業用車両駐車場・防火水槽敷地の分となります。申請地は西海町太田和郷字火口の物件で地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。令和元年 6 月の総会の 5 条申請 1 番の関連で平成 1 8 年に農業用駐車場敷地として 2 5 . 8 1 m²に砂利を敷設した案件と旧西海町時代に防火水槽敷地として 2 4 . 9 4 m²を整備したこと計 5 0 . 7 5 m²について届出する案件となります。事後報告となります。関係資料は 1 2 2 頁から 1 2 3 頁までで、1 9 頁に位置図、2 0 頁に付近近況図、1 2 2 頁に現況写真、2 2 頁に字図、2 3 頁に航空写真を添付しています。1 2 3 頁に土地利用計画平面図を添付しています。5 条申請にあたり農地法施行規則第 2 9 条第 1 項第 1 号の規定、農地転用の制限の例外に基づき農地転用を行なうことの報告書を事後報告という形で受け付けた案件となります。事務局からの説明は以上です。

議 長 　ただ今、農地転用許可不要案件届出について説明がありました。
皆さんから何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 　ないようでしたら、ただ今報告があったとおり届出があったということでご承知おきください。

議 長 　その他について、事務局から説明をお願いします。

事務局 平成 31 年 3 月 31 日現在における「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」と、4 月 1 日現在における「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画」につきまして、お手元の資料のとおり、インターネットで公表するようにしております。内容は記載のとおりです。以上です。

議 長 ただ今、31 年度の点検・評価及び 31 年度の活動計画の説明がありました。
これより質疑に入ります。何かご意見等ございませんか。
《なしの声あり》

議 長 以上で全ての審議は終了しました。
皆さんのほうから何かありませんか。

議 長 ないようでしたら次回の総会日程を決定したいと思います。

次回総会は

日時 令和元年 7 月 25 日(木) 午後 2 時から
場所 大瀬戸コミュニティセンター 3 階会議室

これをもちまして西海市農業委員会第 6 回総会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和元年6月25日

農業委員会会長

議事録署名人

議事録署名人